

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部
「障がい学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）」

令和 2 年 1 月 29 日制定

令和 6 年 4 月 1 日施行

基本姿勢

「障害者基本法」の基本理念に則り、平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。令和 3 年に障害者差別解消法の改正法が成立し、令和 6 年 4 月から私立大学においても、障がい者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務化されることとなり、適切な対応が必要となっている。

障がいの有無にかかわらず、全ての学生が質の高い同一水準の教育を受けることができるよう修学機会の確保と支援の充実に努めることは、本学の教育理念「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。」の体現に通じるものである。そこで、本学においても「障害者基本法」および「障害者差別解消法」に則り、「障がい学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）」を定める。

基本方針

1. 修学機会の確保と支援の充実

全学生が等しい条件のもとで教育を受けることができるよう、修学機会の確保と支援の充実に努める。

2. 支援体制

1) 入学前支援

入学試験や入学後の授業において必要な支援を早期に行うため、入学前から相談を受け付け、支援を行う。

2) 全学的支援

教職員が連携して、全学的な支援を行う。特定の教員・部局のみが個別に対応するのではなく、全学的な取り組みとして、教職員がさまざまな関係部局と連携を図りながら支援をすすめていく。また、サポート学生による学生同士の相互扶助体制の支援にも努める。

3) 支援のための情報共有

障がい学生とその保護者等、所属学科、関係部局が、支援について意見交換を行い、関係する学内外の組織と支援のための情報を共有する。

3. 支援計画の決定過程

障がい学生に対する修学支援は、学生本人や保護者等からの支援要請に基づき行う。学生総合支援部と学生の所属学科・関係部局が協議し、合意形成と共通理解を図った上で支援計画を決定する。協議にあたっては、安全確保の見通しや支援の実現可能性の程度などを考慮する。

4. 修学支援等

修学支援等は、本学のこれまでの障がい学生支援の取組みをもとに、情報保障、コミュニケーション上の配慮、環境配慮、公平な試験などにおける合理的配慮を行う。

5. 支援計画の見直し

修学支援を行った場合、半期に一度、支援の計画や障がい学生の要望などに変更がないか面談を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行う。

6. 不当な差別的取り扱いの禁止と学内理解の促進

障がい学生に対して、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないようにする。また、そのために、本学の教職員が障がいに対する理解を深め、適切な対応を行えるように努める。

7. 個人情報の保護と守秘義務

支援を行う上で知り得た学生の個人情報の管理は厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

※「障害」の「害」の字のひらがな表記について

障がいのある方の思いを大切にし、障がい者理解を深めていくため、本学が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとする。

1. 取り扱いの原則

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とする。ただし、次に掲げる場合は、引き続き、「障害」を漢字で表記する。

- ・法令等の名称及び法令等で使用されている用語
(障害者自立支援法、身体障害者手帳など)
- ・人の状態を表すものではないもの
(障害物、交通障害、電波障害など)

- ・団体名などの固有名詞、医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が
適当な場合
- ・その他漢字表記が適当と認められる場合

[支援に関する相談窓口]

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部
学生総合支援部